

## 資料4

### 企画提案競技審査要領

#### 1 目的

この要領は、里親支援センターの運営に関する業務委託の受託候補者を選定するため、企画提案競技の公正かつ適正な審査に必要な事項を定めるものである。

#### 2 審査会の設置

秋田県健康福祉部地域・家庭福祉課内に審査会を設置する。事務局は、同課家庭福祉チームに置く。

#### 3 審査員

審査会は、次の審査員をもって構成する。

- (1) 地域・家庭福祉課長
- (2) 長が指名する者2名

#### 4 審査の実施方法

提出された会社概要整理票、企画提案書、経費見積書、その他の書類により、企画提案者の審査を実施する。

#### 5 審査の評価方法等

- (1) 評価方法

① 審査員ごとに、別添「企画提案競技評価票」を用いて行う。

② 審査による評価は、評価項目それぞれについて5段階で行い、評価項目ごとの重要度に応じた係数を乗じて評価点を算出する。ただし、「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に関する取組については、事務局において評点を算出する。

② 各審査員の評価点の合計点は、300点満点（各審査員100点満点）とする。

(2) 評価項目及び評価観点・評価配点

別添「企画提案競技評価票」のとおり。

(3) 評価基準

5段階評価	評価基準
5	提案内容が特に良い
4	提案内容が良い
3	提案内容が普通である
2	提案内容がやや劣る
1	提案内容が劣る

(4) 重要度に応じて乗じる係数

次の観点により、評価項目ごとに設定する。

乗じる係数	観点
2	重要度が高い項目
1	上記以外

## 6 基準点

受託候補者の選定において基準となる各審査員の評価点の合計点は180点とする。

## 7 受託候補者の選定

(1) 上記5により算出した合計点が基準点（180点）に達している者に対し、点数の高い順に順位を付ける。

(2) 合計点が同じ者があった場合には、審査員が協議し最終的な順位を決める。

(3) 1 番の順位の者を受託候補者として選定する。

## 企画提案競技評価票

提案者名	
------	--

審査員氏名	
-------	--

評価項目・評価観点・評価配点		5段階 評価(a)	乗じる 係数(b)	評価点 (a)*(b)
1	事業への理解 《評価配点：15》			15
	(1) 里親支援センターの設置目的をよく理解したうえで提案しているか	5	1	5
	(2) 里親支援センターの業務遂行にあたる心構え(秋田県における里親支援の現状と課題を踏まえた上で)	5	2	10
2	配置する人員 《評価配点：55》			55
	(1) センター長			
	① 里親支援センターの運営管理を適切に遂行できる能力を有するか	5	2	10
	(2) 里親制度等普及促進担当者(リクルーター)			
	① 里親制度の普及啓発及び里親のリクルートに適切に対応できる能力を有するか	5	2	10
	(3) 里親等支援員			
	① 里親委託の推進・里親への養育支援・委託児童の自立支援業務に適切に対応できる能力を有するか	5	2	10
	② 配置する人員は1人か、2人以上か	5	2	10
	(4) 里親研修等担当者(トレーナー)			
	① 里親に対する各種研修を適切に企画・実施できる能力を有するか	5	2	10
	(5) 配置する人員のスキル向上			
	① 配置する人員のスキルアップに向けた研修等の体制があるか	5	1	5
3	里親支援センター自体の広報活動 《評価配点：5》			5
	(1) Webサイトを活用した随時情報発信する体制が整うか	5	1	5
4	執務環境の工夫 《評価配点：5》			5
	(1) 業務を適切に遂行できる備品等の配置や来所した方が相談しやすい工夫があるか	5	1	5
5	機密の保持 《評価配点：5》			5
	(1) 業務上知り得た情報の、開示・漏洩・本業務以外への使用禁止に向けた取り組み	5	1	5
6	事業の実施経費 《評価配点：5》			5
	(1) 企画提案の内容を実施するための費用が内訳毎に明確に示され、かつ、低廉な金額となっているか	5	1	5
7	「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組 《評価配点：10》 ※評点は事務局が算出			10
	(1) 賃金水準の向上(評価基準は別紙のとおり)	5	1	5
	(2) 女性の活躍推進(評価基準は別紙のとおり)	5	1	5
合計				100

企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組の評価基準

評価項目	設定区分例		配点		
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上	3	最大 5	
		2.00%以上	4		
		3.00%以上	5		
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5		
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2 次世代法 ※2	各 0.25	最大 0.5
		えるぼしチャレンジ企業認定 ※1		1	
	法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
			プラチナえるぼし	2	
		次世代法 ※2	くるみん	1.5	
			プラチナくるみん	2	
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各 0.5	最大 1
女性の活躍推進企業表彰 ※3					
子ども・子育て支援知事表彰 ※3					
男女共同参画社会づくり表彰					

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとします。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とします。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとします。

注※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としています。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとします。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施します。